

🕒 日時・期間 📍 場所 🎯 対象 📄 定員 💰 費用(記載がない場合無料) 🗑️ その他 📝 申し込み・応募方法 🗨️ 問い合わせ先
📧 市役所への郵送は、〒525-8588 草津市役所(課名など) 📞・FAX 市外局番は「077」

後期高齢者医療制度 保険料の改定

保険料率が変わります。保険料の額は7月中旬に郵便でお知らせします。

	令和6・7年度	令和8・9年度(改定後)		
区分	医療分のみ	医療分	【新設】子ども・子育て支援金分 ^{※1}	合計
所得割率	9.56%	10.13%	0.25%	10.38%
均等割額	48,604円	55,380円	1,340円	56,720円
年間保険料の上限額	80万円	85万円	2.1万円	87.1万円

所得割額 = (総所得金額等^{※2} - 43万円^{※3}) × 所得割率

- ※1 子ども・子育て支援金分については、令和8年度の所得割率・均等割額・上限額となります。令和9年度分は令和8年度中に決定予定
- ※2 前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計
- ※3 合計所得金額が2,400万円以下の場合

●保険料均等割額が軽減される場合

- 世帯の所得に応じて、均等割額が軽減されます。
- 65歳以上の人の公的年金などの所得は、15万円を引いた額で判定します
- 事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません

●保険料均等割軽減基準の内容

軽減割合	所得要件
7割 ^{※4}	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{※5} - 1) 以下
5割	43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{※5} - 1) 以下
2割	43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 ^{※5} - 1) 以下

- ※4 令和8・9年度の医療分のみ、7.2割軽減が適用されます
- ※5 世帯主や世帯の被保険者のうち、公的年金収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人。または、給与収入が55万円を超える人が該当します

●保険料の試算

65~74歳で一定の障害がある人は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。保険料は滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページ (<https://www.shigakouiki.jp>) で試算できます。

- 🗨️ 保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480
- 滋賀県後期高齢者医療広域連合(大津市) ☎522-3013、FAX522-3023

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。詳しくは、お問い合わせください。

- 🗨️ 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校などに在学している学生
- 🗨️ 日本年金機構草津年金事務所国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638
- 保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480

物価高騰対応くらし応援給付金の「確認書」が届いた人は6月1日(月)までに申請を

給付金の受取口座の登録がない人で「確認書」が届いた人は、受給する場合申請が必要です。詳しくは、送付した案内通知か、市ホームページをご覧ください。

- 🗨️ 基準日(令和8年1月1日)に、市の住民基本台帳に登録されている人
- 💰 全市民1人当たり8,000円
- 📝 6月1日(月)16:45まで(必着)
- 🗨️ 申・問 物価高騰対応くらし応援給付金コールセンター ☎561-2422
- 物価高騰対応重点支援室(1階) ☎561-2420、FAX561-2480

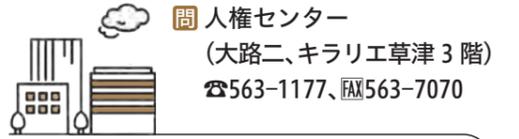
令和8年度国民年金保険料

今年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。日本年金機構から送付される納付書で、金融機関やコンビニで納めることができます。4月中に現金でまとめて前納すると、2年分で16,010円、1年分で3,820円、6カ月分で870円の割引があります。金融機関やコンビニでの支払いの他、Pay-easyや一部のスマホ決済アプリを利用して支払うこともできます。口座振替やクレジットカードで納めることもでき、年度の途中でもまとめ払いができます。口座振替やクレジットカードでの支払いには、別途手続きが必要となり、2カ月ほど時間がかかります。詳しくは、草津年金事務所へお問い合わせください。

- 🗨️ 日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638
- 保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480

すべての人を大切にするために

誰もが自分らしく暮らせる街へ
～「心のバリアフリー」と「合理的配慮」が紡ぐ共生社会～



市では、年齢や性別、国籍の違い、障害の有無など、一人一人が異なる個性や背景を持ちながら暮らしています。

新しい出会いが増える4月。障害のある人の人権を考えてみましょう。

「心のバリアフリー」から始まる一歩

人権とは、誰もが人間として尊重され、自分らしく生きる権利のことです。しかし、現代社会では、障害のある人の権利が十分に守られていないと、言い切れないのではないのでしょうか。

障害のある人が直面するバリア(障壁)には、大きく四つあります。階段や段差などの「物理的なバリア」、資格制限などの「制度的なバリア」、視覚や聴覚だけに頼った情報提供などの「文化・情報面のバリア」、そして私たちの心の中にある「意識上のバリア」です。

なかでも「意識上のバリア」は、偏見や無関心、「どう接していいかわからない」という戸惑いから生まれます。これを解消するのが「心のバリアフリー」です。特別な知識が必要なわけではありません。相手を一人の人間として尊重し、自然なあいさつや声掛けを行うこと。

こうした積み重ねが、意識上のバリアを取り払う第一歩となるのではないのでしょうか。

「合理的配慮」という具体的な架け橋

令和6(2024)年4月から、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。これにより、社会全体で障害のある人の社会的障壁を取り除く取り組みが加速しています。

「合理的配慮」とは、障害のある人が、社会生活に参加できるように、個々の状況に合わせて提供される工夫や対応のことです。

例えば、耳が聞こえにくい人に筆談や身振り伝える、文字が読みにくい人には音声で伝える、車椅子の方が利用しやすいように机の配置を工夫するといったことが挙げられます。これらは決して「特別扱い」ではありません。障害のない人が利用しているサービスなどを、障害のある人も利用できるようにするための「配慮」なのです。

互いに思いを伝え合い、共に解決策を探る。このプロセスこそが、信頼関係を築き、互いの尊厳を守る道だと考えられます。

「共に生きる社会(共生社会)」の実現をめざして

「共生社会」とは、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合う社会のことです。障害は、心身の機能そのものではなく、社会の中にある「不自由な仕組みや壁」です。

共生社会の実現は、障害のある人だけでなく、子どもや高齢者、外国人住民など、全ての人にとっての「住みやすさ」に直結します。障害のある人が生きやすい社会は、結果として、全ての人にとって優しい社会になるのではないのでしょうか。

困っている人を見つけたら「何かできることはありませんか」と声を掛ける。合理的配慮が、当たり前になる。その一つ一つが、温かいまちづくりにつながります。

誰もが自分らしく輝き、笑顔で暮らせる共生社会の実現。それは、私たち市民一人一人の意識の変化と、具体的な行動の先にあります。多様性を認め合い、輝く未来を、共に築いていきましょう。



4月2日(木)～8日(水) 発達障害啓発週間 4月2日(木) 世界自閉症啓発デー

市民の皆さんに自閉症をはじめとする発達障害について知ってもらうこと、理解してもらうことが、誰もが安心して暮らすことができる社会につながります。発達支援センターでは、発達障害の理解を進めるため、市民の皆さんを対象に、講演会を開催する他、相談支援や障害児通所支援の支給決定、相談支援ファイルの配布などを行っています。

🗨️ 発達支援センター(西渋川二) ☎569-0353、FAX566-5144